

さわやかな中学校生活を送るために

※令和5年度以降変更・追加(校則の見直し)

1 学校生活

- (1) 登校したら、下校時刻までは校外へ出ないようにしましょう。
- (2) 廊下や階段は静かに通行しましょう。
- (3) 来客にあった時はあいさつをしましょう。
- (4) 保健室を利用する場合は、職員室で利用カードをもらいましょう。
- (5) 公共物を破損してしまった場合は、速やかに知らせましょう。

2 所持品

- (1) 生徒手帳は常に身につけておきましょう。
- (2) 所持品には名前を明記しましょう。
- (3) 学校生活に必要なものは持ってこないようにしましょう。
- (4) かばんは阪南中学校のかばんを使用し、装飾品などはつけないようにしましょう。
※キーホルダー等は生徒議会のルールで可

3 登下校

- (1) 午前8時から8時20分の間に登校しましょう。
- (2) 部活動や委員会活動等、用事がない場合は4時までには下校しましょう。
- (3) 下校後、および休日には特別の事情がない場合は立ち入らないようにしましょう。
- (4) 徒歩で登下校しましょう。

4 届出

- (1) 欠席や遅刻等の連絡は「ミマモルメ」を利用、もしくは午前8時から8時20分の間にしましょう。
- (2) 遅刻した場合は職員室で入室カードを受け取り、入室しましょう。
- (3) 登校後、校外へ出る場合は担任の先生に届け出て、許可をもらいましょう。
- (4) 在学証明書は担任の先生を通じて申し込みましょう。
- (5) 「学割」は事務室で申込用紙をもらって記入し、担任印をもらい事務室へ提出しましょう。
※101km以上の乗車船に限ります。
- (6) 転校するときは、担任の先生に届け出てから手続きをしましょう。
- (7) 忌引き日数は以下の通りです。
父母 7日 祖父母兄弟姉妹 3日 曾祖父母・叔伯父母 2日

令和8年度は赤字部分を変更してHPにア

5 服装

服装は質素で清潔なものを着用し、正しく整えましょう。

- (1) 記章や名札は常に正しくつけましょう。
- (2) パーマをかけたり、髪を染めたり、特殊な髪型をしたりせず、清潔で自然な髪型にしましょう。
ア 整髪料等は使用しない。
イ ピアスなどアクセサリー類は身につけない。
ウ 化粧はせず、まゆ毛等、目もともしらない。
エ 前髪が目にかからないようにする(かかる場合は黒色のピンでとめる)。
※パッチンピンは生徒議会のルールで可
オ 髪が肩にかかる場合はゴム(黒・紺・茶)で束ねるか三つ編みにする(耳より下のラインで)。
カ お団子ヘアは、生徒議会のルールで可。
- (3) 標準服の下のシャツ
半袖カッターシャツ、夏用セーラー服の下に着るシャツは、白もしくはベージュの単色無地のものにしましょう。
長袖カッターシャツ、冬用セーラー服の下に着るシャツは、白・ベージュ・黒・紺・灰色の単色無地のものにしましょう。
- (4) 靴下
白色無地のものを着用しましょう(ワンポイントは可)。
防寒のためのストッキングは、黒またはベージュ色のものにしましょう。
- (5) 靴
白地の運動靴とし、ハイカットやミドルカットのものはさげましょう。
- (6) ベルト
色は黒、紺、茶の単色で無地のものにしましょう。
- (7) 防寒着
学生服やセーラー服の下に着るセーター類は、黒、紺、白、灰色で単色のものにしましょう。
- (8) 手袋、マフラー、阪南中学校のウインドブレーカーは登下校時のみ着用しましょう。
※部活動時も着用できます。
- (9) 標準服着用の留意点
自分本位の「おしゃれ」とは違い「身だしなみ」とは相手本位なものです。
学生服やセーラー服はいつでもさわやかな着こなしを心がけましょう。
- (10) 事情により、特別な服装をする場合は、担任に届け出てその期間の許可を受ける。

※「生徒議会のルールで可」の項目は別紙「校則の見直し」第1弾～第4弾等を参照してください